

幕別町公衆無線LAN整備事業プロポーザル実施要領

1 実施の理由

公衆無線LANの整備は、高度の専門性や技術力が必要であり、また利活用にあたっては利便性やセキュリティ対策が求められ、単に価格だけで選定する方法では期待した結果を得られないことから、企画提案内容、業務実績、実施体制、ヒアリングにより本事業にふさわしい業者を選定するため、本要領に基づき公募型プロポーザルを実施する。

2 事業等の概要

(1) 件名

幕別町公衆無線LAN環境整備事業

(2) 目的

幕別町地域防災計画で定められている避難所等にアクセスポイントを設置し、インターネット環境を整備することで災害発生時に町民や観光客等が広く情報収集できる環境を確保することを目的とする。

(3) 事業内容

別に定める「幕別町公衆無線LAN環境整備事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(4) 工期

契約締結の日から令和2年3月19日まで

(5) 見積価格の上限額

6,500,000円（税抜）

3 担当課

企画総務部総務課

4 プロポーザル方式の形式

公募型とする。

5 参加資格条件

- (1) 幕別町競争入札参加者指名停止事務処理要領13条の「参加資格者の名簿」として「幕別町競争入札参加者資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 幕別町競争入札参加者指名停止事務処理要領第2条による指名競争入札の指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 幕別町公共工事等暴力団排除措置要綱第3条に規定する入札参加排除措置を受けている者でないこと。

6 実施要領等の入手方法

幕別町役場企画総務部総務課にて配布する。また、町のホームページからもダウンロードすることができる。

7 説明会

公募説明会及び施設見学会を開催する。

公募に参加する場合は、公募説明会に必ず出席すること。

(1) 実施日

令和元年11月28日（木） 午前10時00分

札幌内コミュニティプラザ 会議室

(2) 提出書類

公募説明会参加申込書（別紙1）

(3) 受付期間及び時間

令和元年11月21日（木）から令和元年11月27日（水） 午後5時00分（必着）

(4) 提出方法

直接提出、電子メール、ファクシミリのいずれかで提出を受け付ける。

(5) 提出先

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

幕別役場 企画総務部総務課

8 企画提案書の内容及び作業要領

(1) 企画提案書の内容及び様式

次表の提案項目ごとに、提案内容を具体的かつ分かりやすく記載すること。様式は任意とするが、提出書類は全てA4とし、やむを得ない場合は、A3サイズを片袖折りにし、A4サイズとすることも可とする。

提案項目	提案内容
利用者の利便性	<ul style="list-style-type: none">・利用者認証の方法・多言語対応・災害時対応・認証連携対応・アクセスポイント間移動時の接続性
整備性能	<ul style="list-style-type: none">・アクセスポイント機器、ルータ等の通信速度、通信回線の種類及び通信速度・ポータルサイトの整備・同時接続数・通信品質の確保対策（電波干渉対策等）・メンテナンスの容易さ
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none">・セキュリティ対策の方法・アクセスログ解析対応
追加提案	<ul style="list-style-type: none">・事業に関連する追加提案
運用体制等	<ul style="list-style-type: none">・運用体制、・障害時対応、問い合わせ対応
整備体制等	<ul style="list-style-type: none">・整備体制及び整備スケジュール
導入実績	<ul style="list-style-type: none">・公衆無線LANの導入実績
整備経費	<ul style="list-style-type: none">・整備経費の積算内訳
運用経費	<ul style="list-style-type: none">・見運用経費の積算内訳

(2) 見積価格

見積価格は整備経費及び年間の経費とし、整備経費にあつては、2の(5)の見積価格の上限額内とする。また、見積書は整備経費及び年間の運用経費を記載の上、詳細な積算内訳を添付すること。

(3) 記入上の注意事項等

- ①企画提案書等に用いる文言は、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。
- ②企画提案書は1者1提案までとする。

9 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法

直接提出、郵送及び宅配便で提出を受け付ける。

(2) 提出部数

正本1部及び副本1部

(3) 提出期限

令和元年12月16日(月) 午後5時00分(必着)

(4) 提出先

7の(5)に同じ

10 質疑・回答

(1) 受付期間

令和元年11月21日(木)から令和元年12月4日(水)

(2) 受付場所

7の(5)に同じ

(3) 受付方法

質問書(別紙2)により受け付ける。

(4) 回答方法

質問者及び提案者として選定された者全てに回答する。

11 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和元年12月19日(木) 午前10時00分

幕別町役場 2-A会議室

(2) 実施時間

実施時間は1者につき20分提案説明、15分質疑とする。

(3) 出席者

出席者は1者につき4名までとする。

(4) 留意事項

- ①ヒアリングは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ②ヒアリングは匿名で行うため、資料や発表内容などから、社名や所属が判別できないように工夫すること。

12 審査方法等

(1) 審査方法

幕別町公衆無線LAN整備事業プロポーザル選定委員会を設置する。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は次表のとおりとする。

評価項目	評価基準	評価点
利用者の利便性	・利用者認証の方法 ・多言語対応 ・災害時対応 ・認証連携対応 ・アクセスポイント間移動時の接続性	25点
整備性能	・アクセスポイント機器、ルータ等の通信速度、通信回線の種類及び通信速度 ・ポータルサイトの整備 ・同時接続数 ・通信品質の確保対策（電波干渉対策等） ・メンテナンスの容易さ	25点
セキュリティ	・セキュリティ対策の方法 ・アクセスログ解析対応	15点
追加提案	・追加提案の有益性	20点
運用体制等	・運用体制、 ・障害時対応、問い合わせ対応	10点
整備体制等	・整備体制及び整備スケジュール	5点
導入実績	・公衆無線LANの導入実績	10点
整備経費	・整備経費の積算内訳	20点
運用経費	・運用経費の積算内訳	20点

(3) 選定方法

①最優先候補者は審査委員会の評価に基づき決定し、選定結果は参加者全員に書面にて通知する。また、審査結果は幕別町役場ホームページにて公表する。

②最優先候補者と契約締結の交渉を行うが、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

13 スケジュール

内容	日程
実施手続の開始・公表	令和元年11月21日（木）
質問書受付開始	令和元年11月21日（木）
公募説明会参加申込書提出期限	令和元年11月27日（水）
公募説明会及び施設見学会	令和元年11月28日（木）
質問書受付期限	令和元年12月4日（水）
企画提案書提出期限	令和元年12月16日（月）
プレゼンテーションの実施	令和元年12月19日（木）
審査結果の通知・公表	令和元年12月20日（金）（予定）
契約締結	令和元年12月23日（月）以降

14 留意事項

- (1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格または無効となる場合がある。
 - ①提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ②会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
 - ③審査の公平に影響を与える行為があった場合
 - ④本実施要領に違反すると認められる場合
 - ⑤公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
 - ⑥正当な理由なくプレゼンテーションに応じなかった場合
 - ⑦その他、町が指示した事項に違反した場合
- (2) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する経費等は、提案者が負担するものとする。
- (4) 提案者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとす
る。

15 企画提案書の取扱い

- (1) 企画提案書の提出後は、提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、本プロポーザルの実施のために使用し、また複製等をする
ことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはで
きないものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、幕別町情報公開条例（平成11年12月21日条例第31号）の
規定による請求に基づき、非開示情報を除き、第三者に開示することがある。

16 契約に関する基本的事項

- (1) 本プロポーザルは最優先候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容は、
詳細について協議の上、決定されるものとする。
- (2) 契約内容が決定した場合、随意契約の方法により契約を締結する。

17 その他必要な事項

- (1) 特定されなかった者は、審査結果通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内
に、担当課係に対して書面により説明を求めることができる。この場合、担当課係
は、書面を受理した日から7日以内に書面により回答するものとする。
- (2) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。